

# 平成24年度および平成25年度の 後期高齢者医療保険料率等が変更になります

後期高齢者医療保険料率(均等割額・所得割率)は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。今回の見直しで、保険料率等が下記のとおり変更となりました。

## 【後期高齢者医療保険料率等の変更】

		平成22・23年度	→	平成24・25年度
後期高齢者医療 保険料率	均等割額	37,462円		39,500円
	所得割率	7.60%		8.00%
保険料の賦課限度額(上限額)		50万円		55万円

## 後期高齢者医療保険料率が上昇する主な理由

- ・平成20年度から平成22年度までの茨城県における被保険者1人当たり医療給付費の平均増加率が約3.4%であり、医療給付費が増加傾向にあること。
- ・国が定める後期高齢者負担率<sup>\*</sup>が10.26% (平成22・23年度)から10.51% (平成24・25年度)に上昇したこと。

※後期高齢者負担率は、被保険者が負担する保険料が医療給付費などの費用に占める割合です。世代間負担の公平性の観点から、若年人口の減少に応じて、後期高齢者負担率(保険料の負担割合)が上昇する仕組みとなっています。

## 個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額 (100円未満切り捨て)	=	均等割額 39,500円	+	所得割額 賦課の元となる金額 <sup>*</sup> ×8.00%
--------------------------	---	-----------------	---	--

※賦課の元となる金額 = 総所得金額など - 基礎控除33万円

## 平成24年度および平成25年度の保険料額の具体例

【単身世帯の本人の収入が、年金収入のみとした場合(概算)】

年金収入	均等割額の 軽減割合	所得割額の 軽減の有無	平成22・23年度 1年間の保険料額	→	平成24・25年度 1年間の保険料額
80万円以下	9割	無	3,700円		3,900円
153万円	8.5割	無	5,600円		5,900円
201万円	2割	有	48,200円		50,800円

※保険料額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

※保険料額は軽減後の金額です。

### 問い合わせ

保険料の計算について: 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

保険料の納付について: 牛久市役所医療年金課 ☎内線1721、1722